

令和8年度第2回江別市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和8年8月27日（木）午後2時～午後3時

場 所：江別市保健センター3階会議室

出席者：藤野委員、石塚委員、岡委員、笠井委員、金子委員、木村委員、久保田委員、
齋藤委員、高橋委員、竹内委員、丹治比委員、立花委員、長井委員、松本委員

欠席者：なし

事務局：東子ども家庭部長、気境子育て支援課長、北島子育て支援係長、大井子育て支援課技師

傍聴者：3名

1 開会

（藤野会長）

ただいまから、令和8年度第2回江別市子ども・子育て会議を開会いたします。

議事に入る前に、傍聴を希望する方がいますので、傍聴を許可したいと思います。

発言権は無く、傍聴のみということで入室を許可したいと思いますますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声】

それでは、傍聴を許可いたします。

傍聴者の入室をお願いいたします。

2 議題1 （仮称）江別市子どもの権利条例（案）に係る意見公募（パブリックコメント）結果について

（藤野会長）

それでは、議事に入りたいと思います。

次第2の協議事項「（仮称）江別市子どもの権利条例（案）に係る意見公募（パブリックコメント）結果について」を議題とします。

はじめに事務局より説明願います。

（北島係長）

私から「（仮称）江別市子どもの権利条例に係る意見公募（パブリックコメント）の実施結果」について、ご説明申し上げます。

資料1の2ページをご覧ください。

はじめに、意見の募集結果であります。令和8年6月10日から7月10日までの、約1か月間行い、31名の方から計89件のご意見をお寄せいただきました。

次に、意見の反映状況であります。「1 意見を受けて案に反映したもの」が6件、「2 案に意見の趣旨が既に盛り込まれていると考えられるもの」が19件、「3 案に反映していないが、今後の参考等とするもの」が56件、「4 案に取り入れなかったもの」が6件、「5 その他の意見」が2件となっております。

3ページ以降が、具体的な意見の内容と、それに対する市の考え方になります。

多くのご意見がございますので、この場では、「意見を受けて案に反映したもの」の6件

について、ご説明申し上げます。

また、参考資料の子どもの権利条例についても併せてご覧下さい。今回のパブリックコメントを受けて、削除、追記した箇所を赤字で表記しております。

3 ページのNo. 1 をご覧願います。

意見の内容ですが「保護者には責任を求めています、この条例を作る主体である江別市の責任が少ないように思います。「市」が主語になっている条文は「努めます。」ではなく「行います。」にしてほしい。」というものでありました。

それに対する市の考え方としては、「市の責任を明確にすることは重要であると考えておりますので、いただいたご意見を踏まえ、修正いたします。」とし、条文を修正する方向で検討しております。

次に、No. 2 であります、育ち学ぶ施設をより具体的にしてほしいという趣旨のご意見でありました。

それに対する市の考え方としては、「全ての対象施設を記載することは難しいため、例示として主な児童福祉施設等を記載したのですが、ご意見を踏まえ、幼稚園を追記したいと考えております。」とし、条文を修正する方向で検討することとしております。

これは、全ての施設などを列挙するのは難しいと考えておりますが、現在、保育所と認定こども園の記載があることを踏まえて、幼稚園を加えることとしたものであります。

次に、No. 3 であります、条例案の第3条では「全ての子どもは、一人の人として尊重され」となっている一方で、第19条では「市は、全ての子どもが一人の人間として尊重され」となっており、「人」と「人間」という言葉が使われていることに対するご意見になります。

ご意見では「人間」という文言に統一すべきといただいておりますが、少しでも柔らかな表現とするため「人」という言葉に統一する方向で検討しております。

次に、No. 4 とNo. 5 であります、条例案の第5条に保護者の養育に関する文言を加えてほしいとの意見でありました。

それに対する市の考え方としては、ご意見の趣旨を踏まえ「命が守られ、愛情と理解をもって生まれ、平和で安全な環境の中で、安心して暮らすこと。」と修正する方向で検討することとしております。

次に、No. 6 であります、条例案の第9条に乳幼児は必ずしも言語で意思表示をすることができないことから、「子どもの多様な方法の意思表示を尊重しつつ」を加えてほしいとの意見でありました。

それに対する市の考え方としては、趣旨を踏まえ「子どもが言葉や行動その他多様な方法によって示した意思を尊重するとともに、子どもに関する事項を決定する際には、その子どもの最善の利益を優先して考慮するよう努めるものとする。」と修正する方向で検討することとしております。

以上がパブリックコメントを踏まえ、条例案を修正するものになります。

次に資料2「（仮称）江別市子どもの権利条例（案）キッズコメント意見集」の1 ページをご覧願います。

はじめに、キッズコメントの概要についてであります、前回の会議でもお伝えしたとおり、パブリックコメントとは別に子どもの意見を聴くことが重要と考え、市内各小中学校にご協力いただき、ご回答いただいたものになります。

意見の募集期間は、パブリックコメントと同様に6月10日から7月10日までといたしました。

意見募集方法は、各小中学校に条例の概要資料とともに、意見箱を設置し意見を募ったほ

か、タブレット端末等を通じてウェブによりご回答いただきました。

次に、キッズコメントの内訳についてであります。1意見提出者の学年については、小学1・2年生が62人、小学3・4年生が94人、小学5・6年生が462人、中学生が133人の計751人の方から、ご意見を頂戴いたしました。

2提出方法別内訳については、記載のとおり、紙媒体での回答が416件、ウェブでの回答335件でありました。

3意見件数・意見内訳については、空欄が28件、特になしが84件、意見が22件、感想が543件、その他が10件、条例以外の意見・要望が64件でありました。

2ページをご覧ください。

4感想内訳についてであります。今ほどご説明した感想543件の内訳を記載しております。

大きく分けて、1から10までのような意見があり、一番多くご回答いただきましたのは、「子どもの権利条例や子どもが主役のまち宣言の取組がいいと思う。」であり、次が「安心して生きる権利に賛同」でありました。

2ページ下段から7ページまでが、条例に関係する子どもの意見と江別市の回答になります。

また、8ページ以降が、条例に対する直接的なご意見以外を整理したものになります。

詳細については、既にお目通しいただいているものと思いますので、割愛いたします。

私からの説明は以上となります。

(藤野会長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。

(岡委員)

久しぶりの会議となりますので、条例に関する今後のスケジュールについて教えてください。

また、パブリックコメントに関しては、「検討していきます」「生かしていきます」といった回答が多数ありますが、それらについて、具体的にどのような場面で検討または生かす考えか教えていただけますでしょうか。

(北島係長)

初めに、条例に関するスケジュールについてですが、本日の会議を経た後、9月上旬には市議会にパブリックコメントの結果を報告する予定です。

その後、文言の調整や法制的な整理を行い、10月中に第3回目の子ども・子育て会議を開催し、最終案について協議いただく予定です。

11月下旬から開催予定の令和8年第4回定例会に議案として提出する予定であり、このスケジュールどおりに進めば、年内には条例が制定される見込みです。

なお、施行期日は4月1日を予定しており、実際に条例が効力を発揮するのは新年度に入ってからとなります。

次に、パブリックコメントのご意見についてですが、条例そのものというよりは、条例制定後の取組に対する期待が多く寄せられたものと考えております。

内容につきましては多岐にわたりますので、関係部署にも情報共有を行いながら検討してまいります。

具体的な実施時期に関しては、明言はできませんが、来年度実施しなくてはならない項目については、予算を確保し実施していきたいと思っております。

ただし、いただいたすべてのご意見をすぐに実施できるわけではないため、条例が徐々に浸透するなかで様々な取組が進んでいくことを期待しております。

(金子会長)

パブリックコメントを拝見して気になった点ですが、例えばNo. 6に記載されている「意思表示ができない子ども」の話題が何度も挙げられています。

こうしたご意見は、すでに条例の中に含まれていると思われそうですが、同じ意見が何件も提出されるということは、条例の条文だけでは伝わりにくいと捉えることができます。

条文だけで理解されにくいのは仕方のないことと考えますので、解説を作成する際には、しっかりと記載していただくのが望ましいと思います。

子ども向けの資料ではイラストも用いられ、分かりやすく書かれていたと認識しております。

そのため、解説を作成する際には、今回ご意見をお寄せいただいた方にも理解しやすい内容になることを期待しております。

条例はもちろんですが、解説の充実についても併せてお願いいたします。

(北島係長)

現在、条例を説明する逐条解説というものを作成中ですので、分かりやすい内容となるよう検討していきます。

また、逐条解説も文章が基本となるため、それとは別にパンフレットを作成し、市民周知を行うことも検討しております。

その中では、小学校低学年の子ども向けのものや、大人向けのものなど、いくつかのバリエーションも必要と考えておりますので、金子委員のご意見も踏まえながら、引き続き検討していきたいと思っております。

(金子委員)

どのような解説がよいか自分なりに考えてみましたが、条文ごとに説明することも重要だと思いますが、事例を示し、その解説の中で条文を説明する形も良いのではないかと考えました。

そのような方法についてもご検討いただければと思います。

(齋藤委員)

以前のアンケート調査では、高校にご協力いただき、高校生からも回答を得たと記憶しておりますが、今回のキッズコメントについては、高校への周知は行われなかったのでしょうか。

今回のパブリックコメント結果には、年齢などが記載されていないため高校生年代からの意見があったのか分かりませんが、以前のアンケートでは、「歌って踊れる場所がほしい」とか、「飲食しながら勉強できる場所がほしい」など、居場所に対する意見などもあったかと思いましたのでお伺いいたします。

(北島係長)

今回のキッズコメントにつきましては、公立の小中学校に対して依頼をしましたが、高校へは依頼しておりません。

今回、キッズコメントを行った趣旨としては、通常のパブリックコメント資料では回答が難しいと思われるため実施したものであり、高校生年代ともなれば、通常のパブリックコメント資料を読むこともできると考えたところです。

年代の公表はしませんが、ご意見をお寄せいただいたのは40代以上の方のみとなっております。

り、子どもたちからの意見は残念ながら得られませんでした。

(高橋委員)

パブリックコメントを読んでも、相談窓口や救済委員会に関することが多く出ていたと思いますが、やはり相談の仕方というのは重要だと考えております。

令和9年4月からスタートするにあたり、市民に分かりやすく周知することも重要だと思っておりますが、相談窓口のあり方も含め、それらを子ども・子育て会議の場で検討を行うのでしょうか。

また、何年かごとに条例を見直すという話があったかと思いますが、その認識で合っていますでしょうか。

(北島係長)

定期的な条例の見直については、条例の中で規定はしておりませんが、社会情勢が変化する中で、条例を見直すべきタイミングになりましたら、改正を行っていくものと考えております。

また、相談窓口に関しては、確かに市民の方々とも子育て会員の皆様と、たくさんのご意見を寄せていただいております。

子ども・子育て会議への報告は考えておりますが、まずは市でそのあり方について検討したいと考えております。

(気境課長)

条例が成立した後は、その条例を具現化する取組をこれから進めていかなければなりません。

特に、今回の条例案の中で大きな柱となるのは、広報周知と相談体制、そして救済委員会の設置であると考えております。

条例の施行に向けて、必要な予算を確保するとともに、相談体制については、どのような職員体制と配置で相談を受けるのか、内部で検討を進める必要があります。

また、救済委員会についても、次年度から動き出せるよう現在準備を進めているところです。

定期的に子ども・子育て会議に進捗状況を報告し、皆様からご意見をいただきながら、必要な改善をしていくような循環にしていきたいと思っております。

(高橋委員)

子どもに関わる話題を扱う際には、これまで教育委員会の課長も出席されていたかと思いますが、本日、教育委員会の方がいらっしゃらない理由を教えてくださいませんか。

また、キッズコメントの意見は、様々な意見があり本当に关心しました。条例が施行されることで、現在の校則と合わない部分も生じられると思われますので、4月の条例施行に合わせて校則の見直しも進めていく必要があるのではないかと考えております。

また、このような会議には、やはり子どもに関わる教育委員会の職員に出席いただきたいと強く思いました。

逆に教育委員会で行われている会議などにも子ども家庭部の職員が出席すべきだと強く思いました。

(気境課長)

今回のパブリックコメントでは、子育て部門へのご意見にとどまらず、教育部門に対するご意見もいただいております。

子どもの権利を守るためには、様々な部署が連携しながら取り組みを進めていくことが重

要だと考えております。

この条例を検討するにあたり、専門部会を組織しておりましたが、その会議には教育委員会の職員にも同席いただいております。

教育委員会からは、全体会の場にも必要があれば同席する旨のご意向がありましたが、私どもから依頼しなかったため、前回も含め全体会への同席には至っておりません。

しかしながら、高橋委員のおっしゃる通り、子どもの権利について話し合う際には教育委員会の関わりが不可欠であるため、次回以降は教育委員会にも同席を依頼したいと考えております。

また、先日行われた教育委員会主催の意見交換の場には、今年度は子育て支援課の職員が同席しませんでした。今後ますますの連携が必要であると考えており、積極的に連携を進めていきたいと考えております。

(石塚委員)

今回のパブリックコメントを受けて、条例案の第2条に幼稚園という文言を追記したかと思えます。

この位置についてですが、こども家庭庁の資料では、「幼稚園、保育所、認定こども園」という順番で記載されて多いかと思いますが、条例案では、「保育所、幼稚園、認定こども園」となっており順番が異なっておりますので、検討いただければと思います。

また、同じく順番の話になりますが、現在は、「児童館、学校」の順番となっておりますが、学校は多くの子どもが通っている一方で、児童館は、その子どもの一部が利用する場所ということもありますので、「学校、児童館」の順番にした方が関係者から見るとイメージしやすいと思いますので、修正について検討いただければと思います。

(北島係長)

育ち学ぶ施設の記載の順番については、私も気になっていた部分でありましたので、石塚委員のご意見を踏まえて、再度検討したいと思えます。

(金子委員)

第2条では、保育所と書いてありますが、口頭では、保育園と言っていると思えます。どちらが正しいのでしょうか。

(北島係長)

法律上は、保育所となっておりますので、条例では保育所と記載しております。

(金子委員)

普段の生活では、保育園と言いますので、この点も違和感を覚える方もいると思えます。

解説やパンフレットを作成する際には、一般的に使われる言葉で書かれるとよいと思えます。

(藤野会長)

質問ではないのですが、3点ほど感想を述べさせていただきます。

1点目ですが、大人の方からこれだけ多くのパブリックコメントが寄せられたことに変感激いたしました。

江別市の皆様の子どもの権利に対する関心の高さを改めて感じることができ、本当に素晴らしいことだと思えました。

また、回答案を作成された職員の皆様もご苦労が多かったかと思いますが、一つひとつ丁寧に対応いただき、会議を代表して御礼申し上げます。

この条例をいかに実質化していくかが重要だというご意見が多くあり、私も同感です。条例を作ることがスタート地点であり、今後、より良いものに、実効性あるものにしていくことを皆で考えながら進めていく必要があると改めて感じました。

キッズコメントを読むと、小中学生も非常に真剣に考えていることがよく伝わってきました。特に小学6年生くらいになると、自分たちの普段の生活や経験と結びつけて条例についてコメントしており、本当に素晴らしいと感じました。

このように子どもたちは、私たちが想像している以上に深く認識を持って考えていますので、パブリックコメント時だけでなく、様々な方法があるとは思いますが、子どもの意見を広く集める機会を定期的に設けることが望ましいと考えます。

2点目ですが、大人のコメントにも子どものコメントにも、「相談しやすくするための課題」が記されていたと思います。特にキッズコメントのNo. 3やNo. 6が該当し、非常に重要な点と認識しております。

今後、市として準備を進めていただくにあたり、市内の小中学校や高校を通じて、電話やメール、LINEを使った相談が可能であることを案内するカードを作成し、全校生徒に配布するという方法も考えられると思います。

他市でも実施されている例があり、年に1回そうした取り組みを行うことで、子どもたちへの周知が可能になると思います。

また、保護者の方にも年1回程度、子どもの権利の概要や相談先に関するチラシを配布する仕組みがあるとよいと思いました。

次に3点目ですが、パブリックコメントのNo. 37についての意見です。

このご意見は、大きく2つの要望が含まれており、1点目は「国籍や人種で区別されることを明記してほしい」というもの、2点目は「日本人を第一に守ることを宣言してほしい」というものです。

現在の整理では、この意見は「案に反映していないが、今後の参考等とするもの」に区分されており、回答案の最後には「いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます」と記載されています。

様々なご意見があることは、個人の自由であり尊重すべきですが、この2点の要望は、子どもの権利条例の趣旨には合わないのではないかと思います。

また、最後の一文についても幅広い意味で記載されていると思いますが、受け取り方によっては「この意見を今後の参考とする」と読まれる可能性もあります。

そのため、私としては最後の一文を削除した方がよいように思います。

(北島係長)

初めに、本当に多くの方からパブリックコメントいただきまして、我々としても大変嬉しく思っております。

参考までに、先日石狩市役所を訪問し、条例担当者と意見交換を行いました。石狩市では会議の場で条例案を示しても多くの意見が出ず、結果として市の案どおりに進んだと伺いました。

また、パブリックコメントも3名の方からしか意見がなかったとのことでした。

一方で、江別市では、子どもの権利に関心を持っていただいている市民の方が本当に多く、我々としては大変心強く感じております。

また、子どもの意見を聴く取り組みは今後も継続していくべきだと考えております。

どのような手法が可能かについては、他の自治体の事例なども参考にしながら検討したいと思います。

相談先については、電話や対面だけでは相談しづらいというのはもっともだと思いますの

で、それ以外の手法について検討したいと思います。

なお、LINEの活用についても検討をしているところですが、一気にLINEまで整備をするのか、少し段階を踏むのかは内部で検討したいと思います。

カードで相談先を周知するという手法は石狩市でも行っていたと伺っております。

手法は色々と考えられますが、相談先や条例の周知については、継続的に行っていくことが重要だと思いますので検討しなければならないものと考えております。

最後にパブリックコメントのNo. 37の市の回答の最後の一文についてですが、多様な意見があることは当然であり、このような意見も一つの意見であることから、他の意見と同様に記載しております。

定型句としての記載ではありますが、藤野会長のご指摘のとおり、子どもの権利条例の趣旨にはそぐわない部分もあると思いますので、取扱いについては内部で検討してまいります。

(竹内副会長)

この条例が制定されて以降の取組が本当に重要になってくることをすごく感じました。

現在、幼保こ小連携が重要であるとよく言われるのですが、幼保こ、そして小学生、中学生、高校生までの子どもたちは、本当に多様化していると思います。

家庭環境や時代背景の変化に伴い、多様性はますます広がっており、何か一つの方法では合う子どももいれば、全く合わない子どももいると思いますので、相談先などの周知では、様々な方法で実施することが大切になってくると思います。

また、先ほど高橋委員からお話がありまして、行政の方が現場を見に行くというか勉強することは本当に大事だと思いますので、網をしっかりと広げていくということが必要だと思います。

その根底には予算も必要になってくると思います。

私は江別市私立幼稚園連合会の代表としてこの会議に参加しており、毎年様々な要望を市に提出しておりますが、市からは予算の確保が難しいという回答が多いのが現状です。

予算の問題は難しい課題だと思いますが、「子どもが主役のまち宣言」を行い、子どもの権利条例の制定を目指している今こそ、予算を確保すべきタイミングであると考えておりますので、必要な予算の確保についても強く要望させていただきたいと思います。

(気境課長)

竹内副会長のおっしゃるとおり、様々な取組を実施する必要があると思っております。

この条例は、理念条例でありますので幅広く捉え、様々な取組を行う根拠となり得るものであると考えております。

具体的な施策につきましては、社会情勢や市の財政状況に応じて進めざるを得ませんが、子どもの権利を守るための取り組みを着実に進めてまいりたいと思いますので、引き続き、皆様のご協力をお願いできればと考えております。

(藤野会長)

それでは、概ね質問、ご意見等出尽くしたようですので、本件を終わりにいたします。

3 その他

(藤野会長)

次に、その他に移ります。

委員の皆様から何かございますか。

【高橋委員より所属団体の活動に関する案内】

(齋藤委員)

スケジュールについての質問になりますが、先ほど条例については、11月下旬に議案を提出し、年内には成立するという話をお伺いしましたが、来年度、子ども・子育て会議はどのようなことをするのでしょうか。

(気境課長)

具体的なスケジュールについては、お示しできる状況にはありませんが、考えられることとしては、条例の施行状況の報告というものが考えられるかと思います。

また、次年度は、子ども計画の中間見直しを行う年になりますので、子ども・子育て支援事業計画として記載をしている部分の見直しも必要になってくると思います。

(藤野会長)

では事務局から何かございますでしょうか。

(北島係長)

説明が重複してしまいましたが、今後のスケジュールについて改めてご説明いたします。

本日のパブリックコメント結果については、本日の議論を踏まえて修正したのち、9月上旬に市議会に報告する予定となっております。

その後、法制的な文言整理などを内部的に行い、最終的な案を10月中に皆様にお示しさせていただきます予定としております。

その後は、11月下旬に開催予定の第4回定例会に議案として提出する予定としております。

条例が制定された以降になりますが、救済委員会に関する施行規則の準備や条例に関する周知を行いまして令和9年4月1日の施行日を迎える予定としておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

4 開会

(藤野会長)

それでは、本日予定していた議事はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和8年度第2回江別市子ども・子育て会議を終わりにします。

皆様お疲れ様でした。

以上